

★自筆証書遺言作成は簡単？

平成31年1月13日から作成要件が緩和された自筆証書遺言。令和2年7月からは法務局での自筆証書遺言保管制度も開始するなど、作成環境が改善され以前よりもその存在が注目されています。

そこで、今回は一般の方が自力で簡単に自筆証書遺言を作成することが可能かお話ししたいと思います。（長掛栄一）

◎作成しやすくなった自筆証書遺言

以下の改正によって、改正前よりも自筆証書遺言は確実に作成しやすくなりました。

	改正前	改正後（現在）
自書の範囲	遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならぬ。	同左。 ただし、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全文又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書に因らない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。

◎相続開始後に相続手続可能な遺言の作成は意外と大変

遺言書 <事例1>
甲野太郎は以下の通り遺言する
1. 自宅は妻※にのこします。
2. 動産は妻に9割、残り1割は私の弟甲野二郎、妹乙山花子、妹丙野道子の3名で分けてください。
平成○年3月1日
東京都渋谷区○町1-3-5
甲野太郎野 ※妻の氏名記載なし

事例1の自筆証書遺言は、過去弁護士からの紹介を受け相続税申告を行った際に使用した被相続人作成の自筆証書遺言です（氏名などは全て変更しています）。皆さんはこの遺言についてどのような印象を持ちましたか？

本事例では、個々の遺産について具体的に誰が取得するか明記されていなかったため、検認後の遺言書のみでは、相続手続ができず、改めて弁護士が金融機関、法務局と交渉の上、遺言記載の4名で遺産分割協議書を作成し、何とか相続手続ができました。

遺言書 <事例2>
遺言者甲野花子は次の通り遺言する。
第1条 遺言者は相続開始時に所有する別紙財産目録記載の財産を遺言者の長女乙野明子（昭和○年△月4日生）と二女丙野幸子（昭和○年6月×日生）に各々2分の1ずつの割合で相続させる。
第2条 次の費用等は前記乙野明子及び丙野幸子が各々2分の1ずつ負担するものとする。
①遺言者の葬儀費用、一切の債務
②この遺言の執行に要する一切の費用
第3条 遺言者は、この遺言の実現のために遺言執行者として次の者を指定する。なお、遺言執行者は必要と認めたときは第三者にその任務を行わせることができる。
神奈川県○市△区×町三丁目○番1-404号
遺言者の長女 乙野明子
令和3年○月○○日
神奈川県×市○区△町○番地8
遺言者 甲野花子野

事例2の自筆証書遺言は、民法改正後にお客様が作成した自筆証書遺言です（財産目録は省略）。

別紙財産目録とあわせれば、遺言のみで相続手続ができる内容になっています。

ただし、事例1より文章が長くなっていますね。

昨今手書きで文章を書くことが少なくなっています。遺言者は80歳前後の方でしたが、判読できる文字、かつ、間違いなく書き上げるまで、7～8回の書き直しが必要でした。遺言者は、簡単と思っていたけど、手続面を踏まえた内容となると長文になり、手書きは大変と仰っていました。

◎まとめ

民法改正により、以前に比べ自筆証書遺言の作成は容易になったとはいえ、相続手続で問題なく使える遺言内容とするためには、専門家と相談しながらの作成が必要になります。また、長文の遺言を訂正無く自書することは意外と難しいものです。遺言作成の際は、①専門家との相談、②公正証書による遺言の作成、③遺言執行可能な人材の確保も視野に検討することをおすすめします。